

令和6年度分の用途証明の申請手続きについて

令和6年1月
製造産業局
資源エネルギー庁

1. 申請書の受付期間

令和6年2月20日（火）午前10時 ～ 3月5日（火）午後4時

※やむを得ず上記受付期間外に申請を行う場合は、理由書の提出が必要となります。

2. 申請書の提出先

(1) 消費者の申請に係る用途証明の場合

- ・鉄鋼の製造用 → 経済産業省製造産業局金属課金属技術室
- ・コークスの製造用 → 経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部鉱物資源課石炭政策室
- ・セメントの製造用、苛性ソーダ用 → 経済産業省製造産業局素材産業課
- ・沖縄発電用 → 経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課

(2) 自主輸入業者の申請に係る用途証明の場合

経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部鉱物資源課石炭政策室

※申請は申請書の持参または郵送により行って下さい。

※申請書を郵送で提出する場合は、申請書の受付期間内必着で郵送して下さい。

3. 提出書類

- | | |
|--------------------------------------|----|
| ・用途証明申請書【消費者…様式1-1、自主輸入業者…様式1-2】 | 2部 |
| ・委任状（代表権者から委任を受けた者が申請する場合のみ）【様式1-3】 | 2部 |
| ・用途証明分割申請書（用途証明書の分割発行を希望する場合のみ）【様式2】 | 2部 |
| ・消費等の実績・計画書【消費者…様式3-1、自主輸入業者…様式3-2】 | 2部 |
| ・登記簿謄本（個人事業者の場合には住民票） | 1部 |
| ・申請理由及び貯炭場の予定地（自主輸入業者の場合のみ）【様式3-3】 | 2部 |
| ・用途証明の審査のために提出すべき参考資料 | 1部 |

消費等の実績・計画書（様式3-1又は様式3-2）の令和5年度実績又は令和6年度計画において、「**販売その他**」に記載のある方は、**特定石炭を販売し、最終消費者に渡るまでの流通経路（商流）及び流通量を、**また「**国内購入その他**」に記載のある方は、**輸入業者から自らが購入するまでの流通経路（商流）及び流通量を記載した書類の提出をお願いします。**（様式任意）

※委任状【様式1-3】は、前回申請時から変更がない場合は、その写し（1部）を正規の委任状に代えて提出することができます。登記簿謄本（住民票）は、前回申請時から変更がない場合でも提出して下さい（ただし、申請日前1ヶ月以内に交付されたもの、として下さい）。

※提出書類に形式的な不備等を確認したい場合には、事前に担当課までご相談下さい。

※郵送による用途証明書の交付を希望する場合は、**簡易書留扱い**の返信用封筒に必要額の切手を貼り、提出して下さい。

4. その他

(1) 用途証明書の発行に当たっての留意事項

用途証明書の発行に当たって必要がある時は、申請に際して、上記3. の書類の他に、必要な書類の提出やヒアリングを求める場合があります。

(2) 用途証明の発行後の留意事項

免税石炭の販売業者及び消費者には、記帳義務が発生します。また、特定石炭等を用途外使用等しようとする場合には、あらかじめ税関長の承認を受けることが必要となるため、特定石炭等の所在場所の所轄税関長に申請を行ってください。

各担当課連絡先

製造産業局金属課金属技術室

TEL : 03-3501-1511 (内線 3681)

資源エネルギー庁資源・燃料部鉱物資源課石炭政策室

TEL : 03-3501-1511 (内線 4701)

製造産業局素材産業課

TEL : 03-3501-1511 (内線 3731)

資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課

TEL : 03-3501-1511 (内線 4761)